

住民基本台帳法施行条例の 一部改正について

条例改正の概要

改正の理由

住民基本台帳法が改正され、国外転出者のマイナンバーカードの利用等のため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票に基づく附票本人確認情報を取り扱うこととなったことに伴い、所要の改正を行うもの。

改正内容

- 1 附票本人確認情報の保護についても、審議会で行き扱う旨を規定する。（第5条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 デジタル手続法附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行（2の一部については、マイナンバー法等の改正法の施行の日から施行）

関係法令

- ・住民基本台帳法第30条の44の12

今後のスケジュール(予定)

- ・2月定例県議会へ上程

条例改正の概要

住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）

第1条 趣旨

第2条～第4条 県や市町が住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を定めたもの

第5条～第11条 本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたもの

第12条 委任

○今回の改正は、「附票本人確認情報」の保護を審議会で新たに取り扱うため第5条第1項を改正

（改正案）※**下線部を追加**

第5条 法第30条の40第1項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する本人確認情報の保護に関する審議会として設置する佐賀県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、委員5人以内で組織する。

住民基本台帳法の改正概要

【デジタル手続法】

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
 - 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- <参考> ・国外に滞在する日本国民 約135万人（平成29年）
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
・年間に出国する日本国民 約17万人（平成29年）
- 例） ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
・将来的には在外投票におけるインターネット投票



国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票本人確認情報提供機能構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例（最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効等）
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例（最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効）

施行期日：公布の日から5年以内で政令で定める日

※令和元年5月31日公布

住民基本台帳法の改正概要

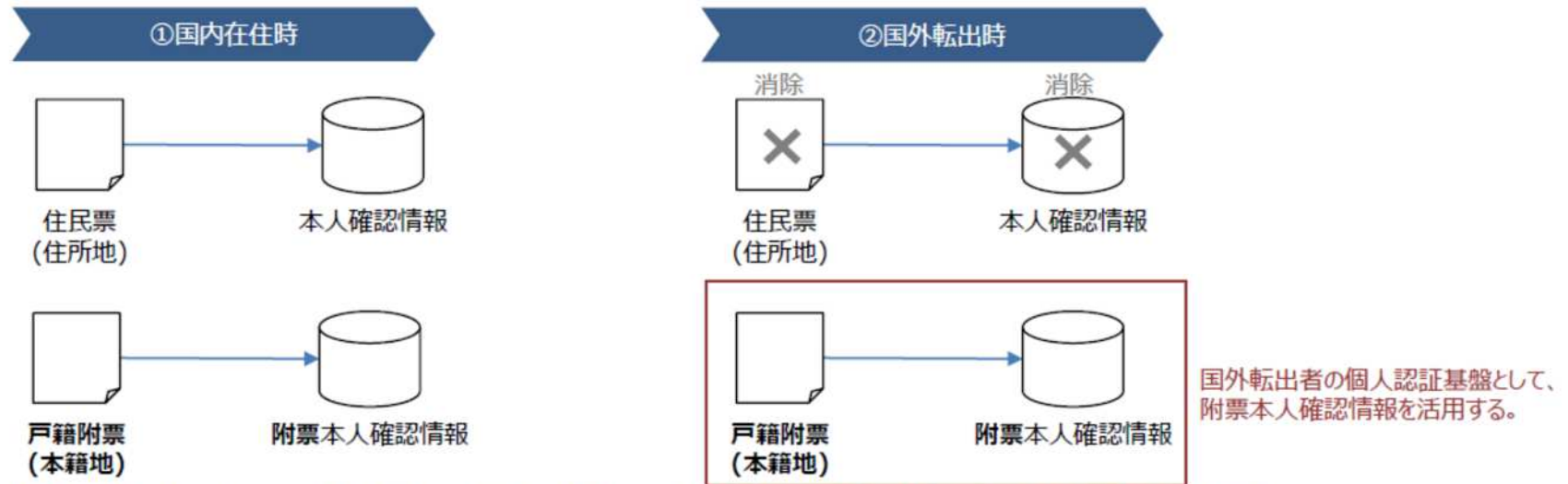
国外転出時に削除される本人確認情報に代わり、国外転出後も利用可能である戸籍附票を国外転出者の個人認証基盤として活用するため、戸籍附票の記載情報を附票本人確認情報として管理を行う。

<従来の個人認証基盤のイメージ>



- ✓ 国外転出時に対象の方の住民票が削除されるため、本人確認情報も削除される。そのため、国外転出者の個人認証基盤は確保されていない。

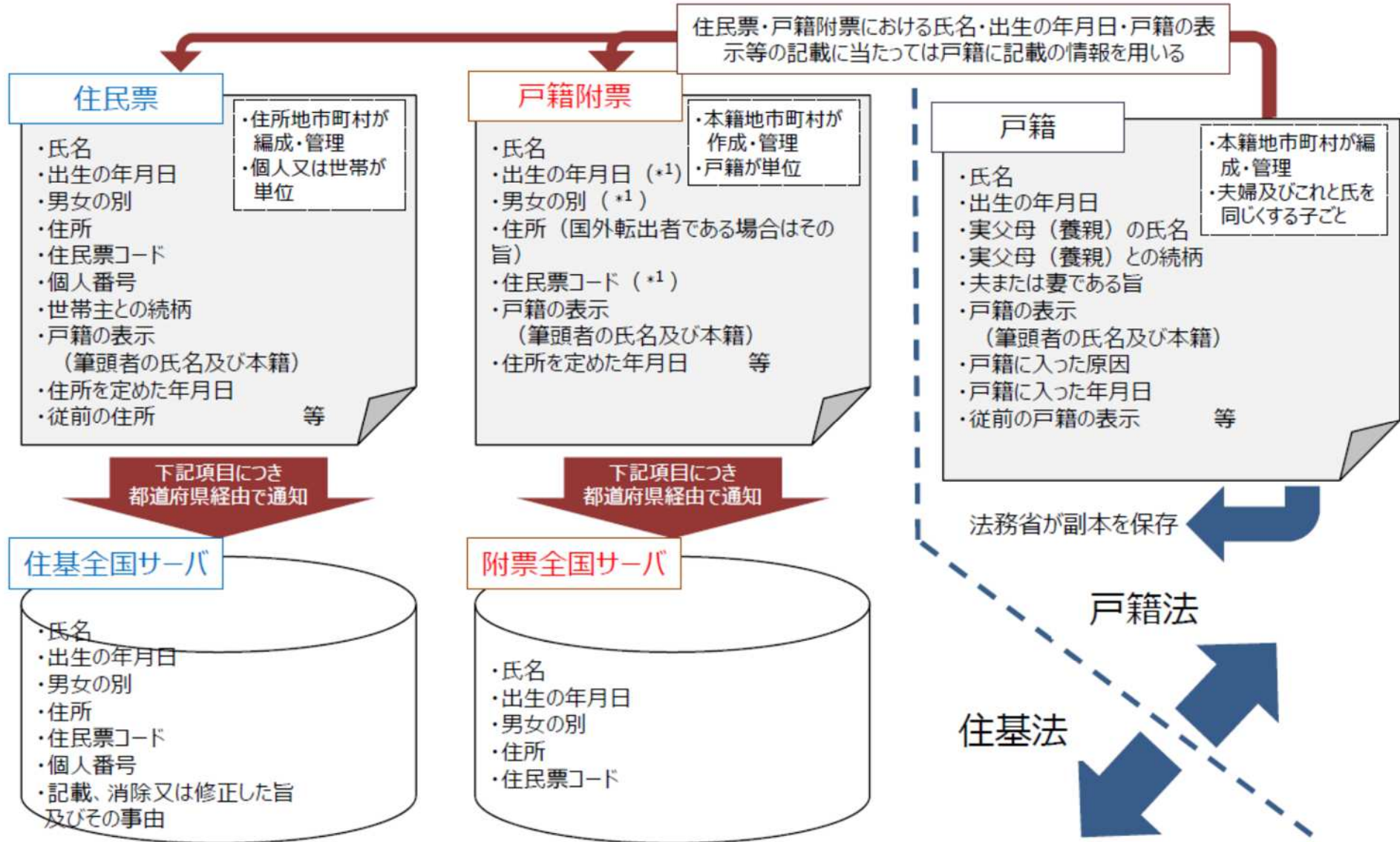
<制度改正後の個人認証基盤のイメージ>



- ✓ 国外転出後も利用可能である、戸籍附票を活用した附票本人確認情報を国外転出者の個人認証基盤として確立する。
- ✓ 附票本人確認情報は国内在住者も作成される。

住民基本台帳法の改正概要(住民票と戸籍附票)

附票本人確認情報と関連情報の記録項目の比較は以下のとおり。



(*1)令和元年5月公布の住基法の改正により追加された項目

住民基本台帳法の改正概要(戸籍附票の写し)

※(見本)戸籍の附票の写し【基本事項のみ】

(1の1)

全部証明

平成30年8月30日 編製	
【氏名】福岡市 太郎 【生年月日】昭和63年1月1日 【性別】男	
【住所】アメリカ合衆国 【住定日】令和2年3月6日	令和2年3月30日 記録
【住所】福岡県福岡市中央区大名2丁目5番31号 【住定日】平成30年8月4日	
【氏名】福岡市 花子 【生年月日】平成元年2月1日 【性別】女	
【住所】福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号 【住定日】令和2年3月6日	令和2年3月30日 記録
【住所】福岡県福岡市中央区大名2丁目5番31号 【住定日】平成30年8月4日	
【氏名】福岡市 一郎 【生年月日】令和2年5月1日 【性別】男	
【住所】福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号 【住定日】令和2年5月1日	
以下余白	

発行番号 21-00001

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

令和4年1月11日

福岡市中央区長 中央 太郎

印

国外転出時に
国名が記載

住民基本台帳法の改正概要(附票連携システム)

